佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年12月26日

佐賀県規則第100号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則(平成17年佐賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は 下線の部分である。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。	ぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
	(3) バックオフィス 企業の総務、人事、経理その他の管理業務
	又は書類の収受及び発送、データ入力その他の事務業務を集約
	的に行う施設
(<u>3)</u> ~(<u>6)</u> 略	<u>(4)</u> ~ <u>(7)</u> 略
(対象事業)	(対象事業)
第3条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、製造業、道路貨	第3条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、製造業、道路貨
物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業	物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業
<u>及び</u> コンタクトセンターを運営する事業とする。	<u>並びに</u> コンタクトセンター <u>及びバックオフィス</u> を運営する事業と
	する。
(対象施設)	(対象施設)
第4条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、次の各号に掲げ	
る区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。	る区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
	(5) バックオフィスを運営する事業 バックオフィスの用に供

改正前

改正後

(特例対象者)

- 第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地 促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定(市町との 協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。)を 締結し、その後2年(2年以内に操業を開始できない合理的な理 由がある場合は、知事が別に定める期間)以内に操業を開始した 者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、 かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 要件に該当するものとする。この場合において、当該者が企業立 地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関す る法律(平成19年法律第40号)第14条第1項に規定する特定事業 者に該当するときは、同条第3項に規定する企業立地計画の承認 を受けていなければならない。
 - (1) 製造業 対象施設に係る投資額が2億円以上であり、かつ、新規地元雇用者(試験研究施設の研究員については、対象施設への配置転換により県外から県内に転入する者を含む。以下この号及び第9条において同じ。)が10人以上であること。ただし、対象施設の用地の拡張を伴わない既存の敷地内での増設(知事が認める重点誘致産業への転換のための増設を除く。)の場合は、対象施設に係る投資額が50億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が50人以上であること。

(2) 略

(3) ビジネス支援サービス業 対象施設に係る投資額(償却資産の賃借に要する経費を含む。次号において同じ。)が3,000万円以上であり、かつ、新規地元雇用者(対象施設への配置転換により県外から県内に転入をする者を含む。第9条において同

する施設

(特例対象者)

- 第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地 促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定(市町との 協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。)を 締結し、その後2年(2年以内に操業を開始できない合理的な理 由がある場合は、知事が別に定める期間)以内に操業を開始した 者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、 かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 要件に該当するものとする。この場合において、当該者が企業立 地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関す る法律(平成19年法律第40号)第14条第1項に規定する特定事業 者に該当するときは、同条第3項に規定する企業立地計画の承認 を受けていなければならない。
 - (1) 製造業 対象施設に係る投資額が2億円以上であり、かつ、 新規地元雇用者が10人以上であること。

(2) 略

(3) ビジネス支援サービス業 対象施設に係る投資額(償却資産の賃借に要する経費を含む。次号<u>及び第5号</u>において同じ。) が3,000万円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。

⊐ਮ ਕਾ ਵੇਨ	35元
改正前	改正後
<u>じ。)</u> が5人以上であること。	
(4) 略	(4) 略
	(5) バックオフィスを運営する事業 対象施設に係る投資額が
	3,000万円以上であり、かつ、新規地元雇用者が10人以上である
	<u>こと。</u>
(新規地元雇用者)	(新規地元雇用者)
第6条 条例第2条第5号の規則で定める者は、対象施設に係る労	第6条 条例第2条第5号の規則で定める者は、対象施設に係る労
働者として新たに雇用される常用労働者(労働基準法(昭和22年	働者として <u>次の各号のいずれかに該当する者</u> で、県内に住所を有
法律第49号)第107条第1項の労働者名簿に記載された者をいう。	するものとする。
以下この号において同じ。)、当該施設の運営業務の委託を受け	
た者が新たに雇用する常用労働者及び派遣労働者(労働者派遣事	
業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関す	
る法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派	
遣契約に基づき派遣元事業主から新たに派遣される常用労働者	
(県内の他の事務所又は事業所に派遣されていた者を除く。)をいる。)で、県内に住所を有するものとする。	
<u>いり。)</u> C、朱内に住所を有するものとする。	 (1) 新たに雇用される常用労働者(労働基準法(昭和22年法律第
	49号)第107条第1項の労働者名簿に記載された者をいう。以下
	この条において同じ。)
	(2) 対象施設の運営業務の委託を受けた者が新たに雇用する常
	用労働者
	(3) 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労
	働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1
	項に規定する労働者派遣契約に基づき派遣元事業主から新たに
	派遣される常用労働者(県内の他の事務所又は事業所に派遣さ
	れていた者を除く。)をいう。)
	(4) 対象施設への配置転換、出向等により県外から県内に転入す

改正前		改正後
		<u>る常用労働者</u>
様式第2号(第8条関係)		様式第2号(第8条関係)
略		略
略		略
新設又は増設(地方税法第341条に規定する	円	新設又は増設(地方税法第341条に規定する 円
家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設		家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設
の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費		の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費
(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規		(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規
則第4条第3号 <u>及び第4号</u> に規定する施設に		則第4条第3号 <u>から第5号まで</u> に規定する施
限る。)の合計額		設に限る。)の合計額
略		略
略		略
		この様式に記載された個人情報は、事業税の課税免除等に係
		<u>る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合</u>
		を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありませ
		<u>h.</u>
様式第3号(第8条関係)		様式第3号(第8条関係)
略		略
略		略
新設又は増設(地方税法第341条に規定する	円	新設又は増設(地方税法第341条に規定する 円
家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設		家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設
の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費		の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費
(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規		(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規
則第4条第3号 <u>及び第4号</u> に規定する施設に		則第4条第3号 <u>から第5号まで</u> に規定する施
限る。)の合計額		設に限る。)の合計額
 略		略

改正前	改正後
略 様式第4号(第8条関係)	略 この様式に記載された個人情報は、不動産取得税の課税免除に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。 様式第4号(第8条関係)
略	略
略 新設又は増設(地方税法第341条に規定する 円家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号 <u>及び第4号</u> に規定する施設に限る。)の合計額	略 新設又は増設(地方税法第341条に規定する 円家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号から第5号までに規定する施設に限る。)の合計額
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。